
参考資料

- 参考資料 1 日野市住宅マスタープラン改訂検討委員会 設置要領
 - 参考資料 2 日野市住宅マスタープラン改訂検討委員会 委員名簿
 - 参考資料 3 日野市住宅マスタープラン庁内検討会議 設置要領
 - 参考資料 4 日野市住宅マスタープラン改訂の検討経緯
 - 参考資料 5 用語解説
-

(目的)

第1条 日野市住宅マスタープランを改訂するにあたり、学識経験者や市民等の幅広い意見を取り入れるため、日野市住宅マスタープラン改訂検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 住宅マスタープランの改訂に関すること。
- (2) その他、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者2名
- (2) 公募市民2名
- (3) 関係団体の代表者4名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が病気その他やむを得ない理由により委員会に出席することができないときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席と求め、又は他の方法により、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり部都市計画課が担当する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は平成26年7月14日から施行する。

学識経験者	こいずみ ひでき 小泉 秀樹	東京大学工学部 教授 専門：まちづくり 専攻：都市工学
学識経験者	やまもと みか 山本 美香	東洋大学ライフデザイン学部 准教授 専門：地域福祉、住宅政策 専攻：生活支援学
公募市民	よしの ごろう 吉野 吾郎	日野市民
公募市民	よしの まさゆき 吉野 正幸	日野市民
関係団体	いしかわ ひろき 石川 裕規	東京都宅地建物取引業協会 会員 株式会社 フォーラム代表
関係団体	しま かずき 島 一喜	独立行政法人 都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 南多摩地区・地方都市再生 チームリーダー
関係団体	たが さとこ 多賀 聡子	日野市社会福祉協議会 事業ボランティア係 主査
関係団体	のむら かずのぶ 野村 和伸	京王電鉄株式会社 総合企画本部 沿線価値創造部

(目的)

第1条 日野市住宅マスタープランを改訂するにあたり、庁内の意見調整を総合的かつ効率的に推進するため、日野市住宅マスタープラン庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 住宅マスタープランの改訂に関する事。
- (2) 住宅マスタープランの庁内推進体制に関する事。
- (3) その他、市長が必要と認める事。

(組織)

第3条 検討会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、施行日から平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員長はまちづくり部長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が病気その他やむを得ない理由により検討会議に出席することができないときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 検討会議は、委員長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 検討会議は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、まちづくり部都市計画課が担当する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は平成26年6月18日から施行する。

別表（第3条関係）

まちづくり部長
地域戦略室長
企画部 企画調整課長
企画部 地域協働課長
総務部 財産管理課長
総務部 防災安全課長
健康福祉部 高齢福祉課長
健康福祉部 障害福祉課長
健康福祉部 セーフティネットコールセンター長
市民部 資産税課長
環境共生部 環境保全課長
まちづくり部 区画整理課長
まちづくり部 産業振興課長
まちづくり部 建築指導課長
まちづくり部 都市計画課長

会議名	開催回	開催日	主な議事内容
改訂検討委員会	第1回	平成26年 8月25日(月)	(1) 日野市住宅マスタープラン改訂の視点について (2) 日野市の住生活(住宅・住環境)に係る特性等について
	第2回	平成26年 10月10日(金)	(1) 日野市住宅マスタープランの改訂の視点の確認について (2) 住宅施策の基本的な考え方と基本方針及び主な取り組みについて
	第3回	平成26年 12月9日(火)	(1) 第2回委員会からの変更内容について (2) 住宅マスタープランの取組みと実現にむけた体制について (3) 地域別の現状と課題及び特長となる事項について
	第4回	平成27年 1月16日(金)	(1) 日野市住宅マスタープラン素案について
	第5回	平成27年 3月5日(木)	(1) 日野市住宅マスタープラン(素案)に対する意見と回答 (2) 日野市住宅マスタープラン(案)について
庁内検討会議	第1回	平成26年 8月5日(火)	(1) 日野市住宅マスタープランの改訂について (2) 日野市の住生活(住宅・住環境)に係る特性等について
	第2回	平成26年 10月1日(水)	(1) 日野市住宅マスタープランの改訂の視点の確認について (2) 住宅施策の基本的な考え方と基本方針及び主な取り組みについて
	第3回	平成26年 11月26日(水)	(1) 住宅マスタープランの骨子について (2) 住宅マスタープランの取組みと実現にむけた体制について (3) 地域別の現状と課題及び特長となる事項について

〈あ行〉

■アフォーダビリティ

世帯にとって、適切な負担で適切な住宅に居住できること。住宅の取得容易性、価格妥当性の指標となるもの。

■一団地の住宅施設

都市計画法に定められた都市施設のひとつで、一団の土地に建設され、良好な居住環境を有する50戸以上の集合住宅及びこれらに付帯する都市生活に必要な道路や公園等の施設等から構成される。

■インスペクション

住宅に精通したインスペクター（住宅診断士）が、第三者的な立場から、また、専門家の見地から、住宅の劣化状況、欠陥の有無、改修すべき箇所やその時期の診断やアドバイスを行うこと。

■NPO

Non-Profit-Organisationの略称で、医療、福祉、環境保全、国際交流等様々な分野で活動し、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法に基づく、まちづくりの推進等17分野の活動に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は、特定非営利活動法人として法人格を取得することができる。

〈か行〉

■介護療養型医療施設

症状が安定期にある長期療養患者に対する療養施設。医療法に規定する療養病床等を有する病院、診療所で、入院する要介護者に対して、療養上の管理、介護、医学的管理の下における介護、その他の世話、機能訓練、その他必要な医療を行う施設。

■介護老人保健施設

症状が安定期にある要介護高齢者が在宅復帰をめざすリハビリテーション施設。療養病床等を有する病院、診療所で、入院する要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の世話、機能訓練、その他必要な医療を行う施設。

■桤ぐね

多摩地域に昔からよく見られる垣根で、カシ（桤）を並べて植えた屋敷林。カシ（桤）は常緑樹であり、燃えにくい性質をもっているため、防風・防火のために植えられていた。

■居住支援

住宅の確保等のハードの支援と、入居時や入居後の生活支援等のソフトの支援のこと。

■居住支援協議会

居住支援協議会とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織。

■グループホーム（認知症高齢者グループホーム）

少人数の認知症高齢者や障害者が、小規模でより家庭に近い環境の中で、介護職員等の専門的なサポートを受けながら、共同生活を送る住宅。社会福祉法人や自治体、NPO等によって運営される。

■ケアハウス（軽費老人ホーム）

老人福祉法に基づく軽費老人ホームのひとつで、低所得層に属する60歳以上の方のうち、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者に対して日常生活に必要なサービスを提供する、低額または無料で入所可能な施設。

■ケアマネジャー

ケアプランの作成など、介護保険制度において介護支援サービス機能の中心的役割を担う専門員のこと。

■高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）

高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度や、良好な居住環境を備えた高齢者向け賃貸住宅の供給の促進、終身建物賃貸借制度等の措置を講じることにより、高齢者が安心して生活できる居住環境の確保と、その福祉の増進に寄与することを目的に平成13年（2001年）に制定された法律。

■子ども家庭支援センター

18歳未満の子どもや子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、ショートステイや一時預かり等在宅サービスの提供やケース援助、サークル支援やボランティア育成、地域の子育てに関する情報収集・発信等を行う施設。

■コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方等、生産・自治・風俗・習慣等で深い結びつきをもつ共同体のこと。

■コミュニティビジネス

地域等のコミュニティを基盤として、その構成員が地域等の課題を解決するためにコミュニティの資源を活用した継続的な事業活動。

■コモンスペース

不特定の人が使用することを前提とした公共的な空間（パブリックスペース）ではなく、集合住宅で居住者が共同で使うことができる広場や空間、戸建住宅地の集合駐車場等、近隣の居住者が共同で使用する私的な共有空間。

〈さ行〉

■サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の一定の条件を備えるとともに、安否確認サービスや生活相談サービス等を提供する高齢者向けの住宅。

■在宅療養支援診療所

医師や看護師が24時間体制で自宅を訪れる訪問診療・訪問看護に対応する診療所。在宅医療を推進するため、平成18年（2006年）に制度化された。

■住環境マネジメント

個々の住宅単位ではなく街区や地域において、ハード面とソフト面の両面にわたる総合的な機能を担い、地域の問題を予防・解消し、さらには地域の価値や住環境をつくり、育て、向上させる仕組み。手法として、例えば土地利用を含めた多様で詳細なルールの設定、地域共有物の整備・維持保全・管理、公益サービスの提供、コミュニティ活動等を行うこと等が考えられる。

■就業者

従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、正社員・正職員・パート・アルバイト・派遣受入者等の常用労働者のことで、日々雇用されている者等の臨時雇用者は含まない（工業統計調査より）。

■従業者

就業者とは、調査週間中に、賃金、給料、諸手当等収入を伴う仕事を少しでもした人のこと。ただし、少しも仕事をしなかった人のうち、条件を満たす場合は就業者に含める（国勢調査より）。

■住生活基本計画（全国計画）

住生活基本法に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための全国計画。住生活の基盤である良質な住宅の供給、良好な居住環境の形成、居住のために住宅を購入するものなどの利益の擁護・増進、居住の安定の確保を基本理念に、良質なストックの形成、住宅市街地の良好な景観の形成と居住環境の維持向上、事業者の責務の明確化を基本施策とし、具体施策と数値目標を定めている。

■住生活基本法

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定めた法律。平成18年（2006年）施行。

■住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）

住生活基本法の基本理念にのっとり、低所得者、高齢者、災害被災者、一人親世帯、DV被害者等の住宅確保要配慮者に対して、賃貸住宅の供給促進に関する基本方針の策定、施策の基本事項等を定めることにより、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットを構築することを目的にした法律。

■住宅困窮者

住宅セーフティネット法に定められている住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）。ただし、緊急的に住宅の確保に配慮を要する方（DV被害者、被災者等）は除く。

■住宅ストック／住宅フロー

住宅ストックとは、蓄積された既存住宅のこと。住宅フローとは、新たに供給される住宅、または一定期間内に供給された住宅のこと。

■住宅性能表示制度

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく制度で、住宅の性能を第三者機関が国の定めた基準に基づいて評価し、その結果を客観的に表示する制度。新築住宅の場合は10分野32事項、既存住宅の場合は7分野27事項について、設計時と工事施工・完成時の2段階にわたって評価が行われ、等級や数値等によって示される。平成12年（2000年）施行。

■住宅セーフティネット

経済的その他の理由により独力では住宅を確保することが困難な状況に陥っても、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保するための支援や仕組みの総称。

■小規模多機能型居宅介護

利用者の住み慣れた地域でこれまでの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう、事業所への通いによるサービスを中心に、スタッフの利用者宅への訪問や、事業所での宿泊を行う施設及びそのサービス。

■生産緑地

生産緑地地区と、公害または災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等に役立つ市街化区域内農地を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度。生産緑地に指定されると、指定された土地の権利者は農地等の宅地並み課税を免除されるが、農地等として管理することが義務づけられ新たに建物を建てることが制限される。

■セットバック

隣地境界線や道路境界線から建物の外壁面を、ある距離まで後退させること。壁面後退。

■ゼロエミッション住宅

エネルギー使用の削減や、再生可能エネルギーの導入等様々な省エネ・環境技術を組み合わせることにより、快適な生活を実現しながらも温室効果ガスの排出量が削減量を下回る住宅。

〈た行〉

■昼間人口／夜間人口

夜間人口とは、人が寝泊まりする場所での人口、つまり当該地域に常住している人口。昼間人口とは、昼間に活動している場所での人口、つまり従業地・通学地による人口で、〔昼間人口＝夜間人口＋流入人口－流出口〕の関係が成り立つ。なお、ここでの流入人口及び流出口には、買物や行楽等の不定期な移動者は含まない。

■地域移行

住宅を施設や病院から単に元の家庭に戻すことではなく、障害者個々人が市民として、自ら選んだ住宅で安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

■地域懇談会

日野市における自治会間交流や地域（自治会）と市との懇談会のこと。この地域懇談会は、各自治会がそれぞれの自治会活動について語り、今後の活動の参考にしたり、自治会同士の連携のきっかけとなることや、市の施策紹介として、タイムリーな話題（地球温暖化対策、健康、子育て等）や地域別の話題（防犯等）を提供する事で、地域（自治会）と市との情報交換も行う。

■地域善隣事業

低所得・低資産である、社会的なつながりによる支援が乏しいなどの理由により、地域での居住を継続することが困難である方に対して、ハードとしての居住の場の確保及びソフトとしての日常生活上の支援を行うことにより、これらの方ができるだけ安定的・継続的に地域生活を営むことができるように支援する事業。

■地域包括ケア

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療や介護、福祉サービスといった様々な生活支援サービスを日常生活の場で包括的に提供する支援の仕組み。

■地域包括支援センター

各区市町村に設置され、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等が地域の高齢者の介護保険やその他サービスの総合相談・支援、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。

■地区計画

一定のまとまりのある地区を対象に、地区の目標を定め、建築物のルールや道路・公園・緑地の位置や規模等、その地区の特性に合ったよりきめ細かい規制を行う都市計画法に基づく制度。

■長期優良住宅

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期にわたり良好な状態で使用できるよう、劣化対策、耐震性、可変性、省エネルギー性等の性能を有する住宅。維持保全計画を策定し、一定の維持保全を行うことが定められている。

■通所介護（デイサービス）

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の負担軽減等を目的とした、利用者に対する食事・入浴その他の日常生活の世話・相談・機能訓練等の日帰り介護サービス。

■東京都住宅供給公社（都公社）

地方住宅供給公社法に基づき、住宅を必要とする勤労者に対して、住宅及び宅地を供給することを目的に設立された機関。分譲住宅・宅地の譲渡、賃貸住宅の建設・管理、地域の住宅・まちづくりのほか、公営住宅等の管理を受託し、その募集・入居業務と住環境の維持保全を行っている。

■特別養護老人ホーム

65歳以上の方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な方に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。

■独立行政法人都市再生機構（都市再生機構、UR）

大都市や地方中心都市における市街地の整備改善や賃貸住宅の供給支援、UR賃貸住宅（旧公団住宅）の管理を目的とした国土交通省所管の独立行政法人。2004年に、旧都市基盤整備公団と旧地域振興整備公団の地方都市開発整備部門が統合され、独立行政法人都市再生機構に変更された。

■土地区画整理事業

都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

■土地利用

宅地、商業地、工業地、緑地等を表す土地の使われ方や性格を表すもの。

〈は行〉

■パッシブ住宅

太陽光、太陽熱、風等の自然の力を取り入れて、建物の構造や材料等の工夫によって熱や空気の流れを制御し、快適な室内環境を有する高性能な省エネルギー住宅。

■バリアフリー改修

高齢者や障害者の日常生活の物的障壁となる、玄関入口や敷居の段差の解消、階段・トイレ・浴室等への手すりの設置、設備等の操作性の改善等の改修。

■日野市エコひいきな住宅事業

日野市からのCO2排出量削減に向けて、なるべくエネルギーを消費しない環境に配慮した住宅の普及を目的とした事業。「エコひいきな街づくり街区」に「日野市エコ住宅仕様書」の規定に適合する住宅を建築する場合、土地売買価格の割引や融資における優遇措置、太陽光パネルの設置補助等の特典を受けることができる。

■ヘルスケア・ウェルネス戦略

全ての世代がより良く生きるため、自らの健康維持に取り組みながら、必要な時に適切なケアが受けられるまちづくりを目指す健康維持アクション。歩きたくなるまちづくりの推進、データヘルス（診療報酬明細書の分析・活用）による疾病予防の取り組みや、がん検診の勧奨強化による早期発見の取り組み等を進める。

〈ま行〉

■ミクストコミュニティ

年齢や職業、所得水準、人種等の異なる人々が同じ地域で、共に交流して暮らせるようなまちづくり、地域社会のこと。

〈や行〉

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、できるだけ多くの人々が利用することができるように設計、デザインされた施設や製品、情報のこと。

■有料老人ホーム

「老人福祉法」に基づき、入居する高齢者に対して入浴、排泄、食事の提供、その他の日常生活に必要なサービスの提供等を行う民間が運営する施設。老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものを指す。形態により「介護付」「健康型」「住宅型」がある。

■ライフスタイル

仕事への取組方や住まい方等、所属する集団の価値観に基づき、主体的に選択される生活の様式、生き方のこと。

■ライフライン事業者

ライフライン事業者とは、生活・生命を維持するために必要な水道・電気・ガス・通信等のネットワーク事業を行う事業者のこと。

日野市住宅マスタープラン

～住み続けたい、住んでみたい、自分らしい住まい方を実現できる日野～

平成 27 年（2015 年）3 月発行

発 行：日野市 まちづくり部 都市計画課

〒191-8686 日野市神明一丁目 12 番地の 1

042-585-1111（代表）

版 画：蟹江 杏（日野市出身）

委託先：（株）市浦ハウジング&プランニング



平成27年3月

日野市